

# 津山環境俱楽部運営規約

制定 平成25年2月8日  
改正 平成25年4月1日  
改正 平成26年4月1日  
改正 平成27年4月1日

## (目的)

第1条 津山環境俱楽部（以下「俱楽部」という。）は、住宅用太陽光発電システムを設置した俱楽部の会員（以下「会員」という。）の住宅において自家消費された太陽光発電量の二酸化炭素排出量の削減に寄与する価値を寄附として提供を受けたものについて、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J - クレジット制度」という。）実施要綱（経済産業省・環境省・農林水産省、平成25年4月17日施行）に定めるJ - クレジット制度認証委員会からJ - クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等に活用し、低炭素社会の実現に向けたまちづくりに資することを目的とする。

## (管理及び運営)

第2条 俱楽部の管理及び運営は、津山市へ委託して行う。

## (業務の委託等)

第3条 第1条に規定する目的のために、会員は次の第1号に掲げる業務を行い、俱楽部は次の第2号から第5号までに掲げる業務を行うものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システムの設置による温室効果ガス排出量の削減
- (2) J - クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務
- (3) J - クレジット認証委員会への実績報告及びJ - クレジット認証申請に係る業務
- (4) 認証されたJ - クレジットの換価に関する業務
- (5) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等への活用に係る業務

2 俱楽部は、前項第5号に規定する業務を津山市への寄附により行う。

3 俱楽部は、第1項第2号から第5号までに規定する業務を津山市へ委託する。この場合において、津山市は、当俱楽部の排出削減事業計画（以下「削減事業計画」という。）に定める排出削減事業共同実施者と連携して第1項第2号から第5号までに規定する業務を行う。

## (業務の報告等)

第4条 会員は、俱楽部に対して、削減事業計画に基づく前条第1項第1号に規定する業務について、毎年1回、報告書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定により報告された内容は、審査機関による確認を定期的に受けるものとする。

3 俱楽部は、会員に対して、削減事業計画に基づく前条第1項第2号から第5号までに規

定する業務について、毎年1回、報告を行うものとする。

4 前項の規定による報告は、会員が届け出た住所、メールアドレス等に報告書を送付し、又は送信することにより行うものとする。

(入会資格等)

第5条 俱楽部の入会資格は、次のとおりとする。

(1) 平成23年4月1日以降に、津山市内に存する住居において削減事業計画に定める基準を満たす住宅用太陽光発電システムを設置していること。

(2) 発電量等が表示できるエネルギー表示器を設置し、発電実績の報告に協力すること。

(3) 住宅用太陽光発電システム以外の逆潮流する自家発電システム、蓄電池の設置をしていないこと。

(4) 国が運営を委託する排出削減事業及びその他環境価値を認証する制度に加入していないこと。

(入会申込)

第6条 俱楽部に入会しようとする者（以下「申請者」という。）は、「津山環境俱楽部入会申込書」（様式第2号）に住宅用太陽光発電導入支援に係る国の補助事業者が交付する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金又は津山市が交付する住宅用太陽光発電システム設置費補助金の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写しを添えて、俱楽部に提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、いつでも俱楽部を退会することができる。この場合において、会員は、俱楽部に「津山環境俱楽部退会届」（様式第3号）を提出するものとする。

2 俱楽部は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

(1) 前条の入会資格を喪失した場合

(2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第8条 俱楽部の年会費は、無料とする。

(会の存続期間)

第9条 俱楽部の存続期間は、J - クレジット制度の実施期間である平成33年3月31日までとする。ただし、同制度の実施期間が変更される場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第10条 会員から得られた個人情報は、俱楽部の業務遂行のためにのみ利用する。

(事務局)

第11条 俱楽部の事務局を津山市環境福祉部低炭素都市推進室に置く。